

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2501

(1/2)

日付	令和 7 年 6 月 26 日	支出額	172,000 円
項目	事務所費	充当額	137,600 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	事務所賃借料 7 月分		
備考	保谷武		

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行 0017	取引店 [REDACTED]	口座番号 [REDACTED]
取扱店 36303	お取引日 07-06-26	時刻 14:32
お取引内容 振込	お取引金額(円) ¥172,000	手数料 ¥0
お取引後の残高(円) *****		おつり
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 万 円 千 円 千 円		C認証 (硬 貨)

お振込明細またはご案内

電信

お受取人
サイタマリツナ
ワラヒ”
普通 0005992
J.アカイワフト”ウサツ様
登録番号 0001
ホヤタケツセイムカツト”ウツ”ムツヨ様

ご依頼人

電話番号 [REDACTED]
取扱番号 260001

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 有限会社赤岩不動産 (以下「甲」という。)と借主 保谷 武 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	ゴールドハイツ蔵 1階102号室 区画番号()		
	所 在 地	(住居表示) 蔵市中央3丁目17番23号 (登記簿) 蔵市中央3丁目4356番5		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ()/瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ銅板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ()/(5)階建/全(27)戸		
	種 類	店舗事務所	新築年 月	昭和60年 4月
	面 積	50.15㎡		
附 属 施 設		なし		

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県会議員事務所

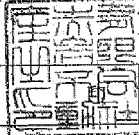
頭書(3) 契約期間1

令和5年 7月 1日 から 令和8 年 6月 30日まで (3年間)	
目的物件の引渡し時期	令和5年 7月1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額172,000円 (別途消費税相当額 円)	管理・ 共益費	なし
家 財 保険料	借主任意契約	敷 金	150,000円
附 属 施設料	なし	礼金	150,000円)
償 却			
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No.		
	本 数		
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで	
賃料等 の支払 方法	☒ 振 込		
	☐ 持 参	持 参 先	
	☐ 口座引落	委託会社名	

- 1 前借主の現況で引き継いだので、退却時内装はそのままとする。その他の損害を与えた箇所は修復するものとする。
 - 2 エアコン、自動ドアは残置物ですので、借主にて修理、交換することとなります。
 - 3 飲食店不可 4. 看板も取付の際 管理組合の承認が必要です。
- 本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、記名押印の上、各自1通を保有する。



令和 5 年 6 月 30 日

甲・貸主	氏名	有限会社赤岩不動産	TEL	048-431-2325
	住所	藤市中央1-25-6		
乙・借主	氏名	保谷武	TEL	
	住所			
丙・連帯保証人	氏名		印	TEL
	住所			
	極度額	1,720,000円		

	A		B	
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	藤市中央1-25-6 048-431-2325	主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称	有限会社赤岩不動産	商号又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 赤岩常雄	代表者の氏名	
	免許証番号	埼玉県知事免許(10)第10971号	免許証番号	大臣 知事()第 号
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名		氏 名	
	登録番号		登録番号	() 第 号
	業務に従事する 事務所名	有限会社赤岩不動産	業務に従事する 事務所名	
	事務所所在地 TEL	藤市中央1-25-6 048-431-2325	事務所所在地 TEL	

※図は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2546

(1/2)

日付	令和 7 年 6 月 27 日	支出額	68,000 円
項目	事務所費	充当額	61,200 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所・駐車場賃借料 令和 7 年 7 月分		
備考	自己負担分 タイセイリビングクラブ費 ￥1,100 自己負担分 継続補償委託料 ￥10,000 79,100-1,100-10,000 = 68,000 逢澤 圭一郎		

政務活動費 領収書等貼付用紙

(2/2)

[illegible]

タイセイ・リビングクラブ加入書（会員化施策用）

お申し込みプラン	☒ 月額1100円(税込)	☐ 月額2200円(税込)
----------	---	--------------------------------------

加入期	2022年	3月
-----	-------	----

フリガナ	アイザワ ケイイチロウ
姓・名	逢澤 圭一郎
電話番号	XXXXXXXXXX

対象物件	加藤コーポラス Q101
物件住所	〒120-0016 埼玉県三郷市千輪田2丁目2-1

同居家族	フリガナ	
	氏名	
	フリガナ	
	氏名	
	フリガナ	
	氏名	
	フリガナ	
	氏名	

●お問い合わせフリーダイヤル
☎ 0120-365-573

(ご希望・ご要望内容)

お問い合わせ
株式会社タイセイ・ハウジング
〒120-0016 埼玉県三郷市千輪田2丁目2-1
TEL 048-498-5151

姓	氏名
	XXXXXXXXXX

申込み 区分	☐ プラン変更	☐ 記載内容変更
	変更開始月	変更日
	(年 月)	(年 月 日)

継続保証委託料請求のご案内

弊社の家賃決済サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

来月にご契約いただいている物件の継続保証委託料
お支払いとなります。(保証委託契約書第2条)
2025年 7月の賃料とあわせて、ご指定の口座より
口座振替(自動引落し)をさせていただきます。

※ご案内ハガキの到着以降にお支払い方法やご指定口座の変更
をされた場合、変更後のお支払い方法に準じます。

ご不明点などございましたら、表紙記載のご連絡先まで
お問い合わせいただきますよう、お願いいたします。

※本社は、住所変更の案内を一部行いません。
お客様が居住中の郵便局へお申し込みの際は、住所変更をさせていただきます。
これは、ご契約内容の一部とさせていただきます。

ご契約者様名	浅澤 圭一郎 様
物件名	加藤コーポラス
部屋番号	101
ご契約開始日	2019年6月1日
継続保証料	10,000円
口座振替予定日	2025年 6月27日 (金融機関休業日の場合、翌営業日)
ご指定口座	埼玉りそな銀行 [] 支店 普通 [] ****

第 8 回更新

＜物件の表示＞

部 署 号 0101

構造 鉄筋コンクリート

更新料	59,000 円 (更新後の家賃の 1 ヶ月分)	更新事務手数料	0 円 (消費税別途)
-----	--------------------------	---------	-------------

	家賃	共益費				月額合計
月払金	89,000 円	3,500 円	円	円	円	62,500 円

	原契約終了時の残存金額	更新時の返還金額	更新時の追加交付金額	更新時の合計預り金額
敷金	59,000 円	0 円	0 円	59,000 円

上記を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2025-4-28

賃貸人 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

賃貸人 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

賃借人 住所 [REDACTED]
氏名 斎澤 至一郎
自宅電話番号 [REDACTED] 携帯電話番号 [REDACTED]
勤務先名称 所玉県議会 勤務先電話番号 048-824-2111

〈緊急連絡先〉 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED] 続柄 [REDACTED]
自宅電話番号 [REDACTED] 携帯電話番号 [REDACTED]
勤務先名称 [REDACTED] 勤務先電話番号 [REDACTED]

入居者の表示 (更新時現在)	氏名	続柄	生年月日	性別	勤務先又は学校名等	連絡先電話番号
	斎澤 至一郎	本人	1975年9月16日	男	所玉県議会	048-824-2111

株式会社タイセイ・ハウジング
埼玉県川口市栄町3-8-14 石川ビル
2021-07-01改

048-498-6161

物件コード: 00039512

契約者コード: [REDACTED]

入居者コード: [REDACTED]

株式会社オリコフオレントインシュア

以下に表示した駐車場に関する自動車駐車場一時使用契約の更新について、次のとおり合意します。

名 称 加藤コーポラス

李仲舒撰

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5

更 新 料	5,000 円(更新後の駐車場使用料の税抜金額の 1 ヶ月分、消費税等別途)
更新車検手数料	0 円(消費税等別途)

駐車場使用料	5,000 円(消費税等別添)
--------	-----------------

敷金	①障契約終了時の残存金額 5,000 円	②更新時の返還金額 0 円	③更新時の追加交付金額 0 円	④更新時の合計預り金額 5,000 円
----	-------------------------	------------------	--------------------	------------------------

以上を踏まえ、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2025 4 22

賃貸人 住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]

賃貸人 住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]

賃借人 住 所 [REDACTED]
氏 名 桑澤 幸一郎
自宅電話番号 [REDACTED] 携帯電話番号 [REDACTED]
勤務先名称 株式会社 [REDACTED] 勤務先電話番号 048-824-2111

<緊急連絡先> 住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED] 性別 [REDACTED]
自宅電話番号 [REDACTED] 携帯電話番号 [REDACTED]
勤務先名称 [REDACTED] 勤務先電話番号 [REDACTED]

<本件自動車>

車種	軽自動車・小型自動車・普通自動車	登録番号	[REDACTED]		
メーカー名	ホンダ	車名	ステップワゴン	色	白

<賃借住宅>

名称	加藤アパルト	部屋番号	101
----	--------	------	-----

株式会社オリコフォレントイン

株式会社タイセイ・ハウジー

埼玉県川口市栄町3-8-14 石川ビル

川口営業所

048-498-6161

2021-07-01改

デ:

00039512

契約者No:

入居者No:

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2547

(1/3)

日付	令和 7 年 6 月 27 日	支出額	66,440 円
項目	事務所費	充当額	66,440 円
細目	事務所費	按分率	
摘要	事務所賃貸料（7 月分）		
備考	66,000+440(振込手数料) = 66,440		

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、 お持ち帰りください。			
 埼玉りそな銀行			
取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
56704	07-06-27	11:27	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥66,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳			C 認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(硬貨)
万円	千円	千円	円
お振込明細またはご案内			
お受取人	サイタマケソツソキン		
	カソ		
	普通 0661651		
ご依頼人	クキミツヒ"ツツ"ト"ウツヤハンハ"イ(カ様		
	登録番号 0001		
	タカハツトツヒロ セイムカット"ウツ"ムツヨ様		
電話番号 09018170065			印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済
取扱番号 400055			
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →			

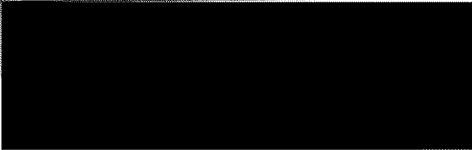
政務活動費 領収書等貼付用紙

2547

(3/3)

賃貸借契約書

令和 3 年 4 月 10 日

賃貸人	住所	久喜市上清久1206-1		
	氏名	久喜三菱自動車販売株式会社		
賃借人	住所			
	氏名	高橋 裕裕		
場所	加須市土手2-17-15（旧ブレカッ工場事務所 1F）			
賃料	1ヵ月 60,000円（別途、消費税）			
	別途、電気、電話、ガス使用料、プロバイダー契約料は賃借人負担とする。			
	※ただし、公租公課の増徴、経済情勢、その他特別な変動があった場合は、契約期間中といえども賃料を変更するものとする。			
支払方法	前払いとし、毎月20日までに翌月分を支払うものとする。 ※別途、電気、電話、ガス代及びプロバイダー契約料は3ヵ月ごとに合算分を請求する。			
期間	自 令和3年 5月 1日			
	至 令和4年 4月 30日 満 1 年間 ※ただし、期間満了3ヵ月前に双方申し出無き場合は、期間を更新する。			
禁止	賃借権を第三者に譲渡または転賃することを禁止する。			
解約	賃貸人 3 ヶ月前予告 賃借人 3 ヶ月前予告 解約可能			
振込先				
	(ただし、振込手数料は、賃借人負担とする。)			

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2548

(1/1)

日付	令和 7 年 6 月 27 日	支出額	8,250 円
項目	事務所費	充当額	7,425 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場代として令和 7 年 6 月分		
備考	駐車場代 ￥7,700 振込手数料 ￥550		

支払証明書あり

理由 振込のため領収書なし

駐 車 場 使 用 契 約 書 （更新用）

[物件の表示]

名 称	グリーンパーキング	管理番号	
所 在 地	埼玉県春日部市一ノ割一丁目490-2		
賃 借 人	榮 寛美		

[賃料および支払方法等]

賃 料	月額 7,700 円(うち消費税 700 円)	敷 金	賃料の ヵ月分
管 理 費	月額 円(うち消費税 円)	(更新時積み増し金)	円
共 益 費	月額 円(うち消費税 円)		円
付属施設料	月額 円(うち消費税 円)	更 新	☒ 可 ☐ 不可
雑 費	月額 円(うち消費税 円)	更新手数料	新賃料の 1ヵ月分 (別途消費税)
契約期間	令和7年06月02日 から 令和9年06月01日 まで		
支払方法	☐ 持参 ☒ 振込 ☐ 口座振替		
振込先			

[契約車輛および任意保険]

車 名		保険会社名	
登録番号/色	/	証券番号/満期	/

[その他]

特約事項	乙は契約更新時に更新事務手数料として新賃料の1ヵ月分(別途消費税)を管理会社へ支払うこと。車庫証明発行の際、金5,000円(別途消費税)の費用がかかります。本契約に関する振込手数料及び口座引落手数料は借主負担とする。賃料は月単位契約です。住宅がある場合、前向き駐車すること。
------	---

令和 7 年 5 月 13 日

賃貸人(甲) 住所: 埼玉県春日部市大場1057番地1

氏名: 貸主代理人(株)サンハウジング 代表取締役 金子勝博

電話: 048-739-1235

賃借人(乙) 住所:

氏名: 榮 寛美 電話:

勤務先: 住所:

連帯保証人(丙) 住所:

氏名: 印 電話:

極度額:

仲介人

免許番号: 埼玉県知事(3)第22757号

主たる事務所: 埼玉県春日部市大場1057番地1

商号又は名称: 株式会社サンハウジング

代表者: 代表取締役 金子 勝博

宅地建物取引士: 登録番号:

事務所名: 株式会社サンハウジング 電話: 048-739-1235

所在地: 埼玉県春日部市大場1057番地1

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2549

(1/1)

日付	令和 7 年 6 月 27 日	支出額	80,000 円
項目	事務所費	充当額	64,000 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	7 月分事務所賃借料		
備考			

支払証明書あり

理由

建物賃貸借契約書（事業用）

譲渡

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田貸事務所 1階 403号室
所在地（住居表示）	東京都東3丁目11番18号
構造・規模	鉄骨造延床メッキ鋼板葺き平家建て
用途	事務所（貸事務所）
契約面積	1階部分 31.77㎡
公共水道（専用）、電気電力メーター（専用）、公共下水（専用）、冷暖房機、駐車スペース（2台分）電気給湯かし器1個	

(2) 使用目的

事務所として使用する。以下余白

(3) 契約期間

始期	令和7年7月1日 から	3 年 0 月間
終期	令和10年6月30日 まで	

貸主は、借主に対して1ヶ月間までに、また、借主は、貸主に対して3ヶ月間までに、書面により解約の申込みを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額 88,000円（内消費税等 円・税率 %）
員証費（管理費）	月額 0円（内消費税等 円・税率 %）
保証金（敷金）	88,000円 賃料1ヶ月分（費便済み）
保証金（敷金）の償却・割引	敷金の償却、割引はありません。
家賃保証	48,000円 3年加入 円
礼金	0円
支払時期	翌月分を 毎月27日までに支払う
支払方法	☒ 振込 ☐ 現金
振込先金融機関名・支店名	口振種別
口座番号	口座名義人・フリガナ
振込手数料負担者	借主 持主先

家賃保証は借家人賠償金貸付5に3年間加入。保障金額は家賃の対価により金額が異なります。上記の48,000円は目安とさせていただきます。以下余白

(5) 借主

貸主	氏名	電話
	住所	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所
	氏名

(6) 連帯保証の保証額

保証額	円
-----	---

(7) 家賃保証保証業者

家賃保証保証業者	商号または名称	電話
	所在地	
	家賃保証保証業者登録制度登録番号	国土交通大臣 第 号

(8) 更新料に関する事項 更新料の有無（☐ 有・☐ 無）

更新料の金額	☒ 更新料の0.25ヶ月分 ☐ 円
--------	--

契約更新時の更新料はなしとします。但し、契約更新時に家賃作成費、他、更新手数料料として借主、借主はそれぞれ仲介者に1ヶ月分の賃料の4分の1づつ22,000円（消費税込み）を支払うものとします。以下余白

特約事項

1.本物件の敷金は退去時、専門業者によるハウスクリーニングの工事費用に充てさせていただきます。
ハウスクリーニングにあたり業者からの見積提示後クリーニング工事に取り掛かります。
クリーニング工事費が敷金より少ない場合は敷金の返還を減額し、敷金を返還するクリーニング工事費用の場合は全額工事費を請求します。また、退去時室内で補修工事等が必要と認められた場合は、敷金を充てさせていただきます。以下余白
2.室内のエアコンや照明器具、造作等が退去までの賃貸借に付し入居後の修理、メンテナンス等は借主の費用負担で行うものとし貸主は行いません。
不動産賃貸借契約条項のうち、第9条（保証書）はその定めにかかわらず抹消します。以下余白

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結しました。その証として本契約書2通を作成し、貸主、借主、署名押印の上、各自その通を保有する。

令和7年6月2日

貸主（住所）
(氏名) (電話番号)

借主（住所）
(氏名) (電話番号)

連帯保証人（住所）
(氏名) (電話番号) ()
(保証額) 円 ※連帯保証人が法人の場合は保証額は必要ありません

宅建建物取引業者・宅建士事務所（この契約書は宅建建物取引業者が法に定められている書類を兼ねています）

取引態様 ☒ 媒介 ☐ 代理
免許証番号 埼玉県知事（3）第 25181 号
事務所所在地 埼玉県浦和市浦和1066-1 第 1 号
商号 (株) ホームナビ
代表者 岡崎 英幸
登録番号
宅建建物取引士

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2550

(1/2)

日付	令和 7 年 6 月 27 日	支出額	770 円
項目	事務所費	充当額	616 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	7 月分事務所賃借料振込手数料		
備考			

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、  埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。 RESONA			
取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
38042	07-06-27	14:31	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥80,000	¥770	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		IC認証	
(1万円) (5千円) (1千円) 万円 千円 千円 円		(硬貨)	
お振込明細またはご案内			
お受取人			
	登録番号 0002		
ご依頼人	サイタマケンキ カイキ イソ ナカヤツキ シ様		
	電話番号 048-541-8110 取扱番号 400098		
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →			

印紙税申告納
 付につき浦和
 税務署承認済

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2551

(1/1)

日付	令和 7 年 6 月 27 日	支出額	140,000 円
項目	事務所費	充当額	112,000 円
細目	事務所費	按分率	4/5
摘要	6 月事務所家賃		
備考			

支払証明書あり

理由
引き落としのため

貸店舗賃貸借契約書

貸主 [redacted] (以下甲という) と 借主 立石 泰 広
(以下乙という) と 連帯保証人 [redacted] (以下丙という) とは、下記条項に
基づき店舗賃貸借契約を締結した。

第1条 【物件の表示】

甲はその所有する下記建物（以下本件建物という）の1部である下記表示部分を
（以下賃貸借物件という）を乙に賃貸することを約し乙はこれを承諾した。

所在地	埼玉県川口市西川口6丁目4番13号
名称	第一ドリームハイツ
構造	鉄骨造・3階建 陸屋根
賃貸面積	総面積933.19㎡の内1階 101号 店舗面積 約50.48㎡（15.27坪）

第2条 【使用目的】

賃貸人は、賃貸借物件を（事務所）の目的にのみ使用し、その他の目的に使
用してはならない。

第3条 【賃貸借期間】

賃貸借期間は、令和5年 4月 1日から令和8年 3月31日迄の満3ヶ
年間とする。

第4条 【賃貸借期間中の解約】

賃貸借期間中に本契約を解約しようとする場合には、賃貸人は6ヶ月前、賃借人
は3ヶ月前迄に相手方に対し書面によりその予告をしなければならない。但し、
賃借人は、予告を変えて、3ヶ月分の賃借料相当額を支払い、即時解約すること
ができる。

第5条 【賃料、共益費、及び賃料、共益費の改定】

賃貸借の賃料は、月額金140,000円也（-----）、共益費は、月額金
-----円（消費税含む）とし賃借人は毎月末日までに翌月分を、賃貸人若し
くはその指定人に支払うか、或いはその指定口座に振り込むものとする。その場
合、振込手数料は賃借人が負担するものとする。但し、1ヶ月に満たない賃料は、
その月の日数によって日割り計算とする。

- 前項の賃料は、物価の変動、土地、建物に対する公租公課、その他経費の増加、
近隣土地建物賃料の変動、その他経済事情の変動に基づく事情により、当該賃料
が不相当と認められるに至ったときは、賃貸人及び賃借人の協議の上、これを改
定することができる。

第6条 【付加使用料】

賃借人の賃貸借物件使用に関連して生ずる賃貸借物件内の冷暖房費、及び電気、ガス、水道料などの費用（付加使用料）は、一切賃借人の負担とする。

第7条 【禁止事項】

賃借人は次の行為をしてはならない。

1. 賃借権の譲渡（担保提供その他これに準ずる場合を含む）及び賃借物件の転貸（共同使用その他これに準ずる場合を含む）
2. 賃借物件の用途変更
3. 名義の如何を問わず事実上第三者の使用に供する事。
4. 爆発物、発火の恐れのある物等の危険物、不潔、悪臭、その他、他人の迷惑となる物品の持ち込み。

第8条 【原状変更】

賃借人が、賃借物件に造作、設備の新設、除去、変更、その他原状を変更しようとするときは、賃貸人に対し、予めその設計図を呈示して、承諾書を得なければ着手できないものとし、それに要する費用は一切賃借人の負担とする。

第9条 【賃借人の代表者及び業種変更】

賃借人は、その代表者（取締役、支店長、その他名称の如何を問わず賃貸借物件の使用責任者）に変更があったときや、営業種目業態を変更しようとするときは、速やかにその旨を賃貸人に通知して、その承諾書を得なければならない。

第10条 【損害賠償】

賃借人又はその代理人、使用人、工事請負人、その他関係者の故意又は過失によって、賃貸人又は他の賃借人若しくは第三者に損害を与えた場合は、賃借人が一切の賠償をしなければならない。

第11条 【免責事項】

地震、火災、水害等の災害、盗難その他賃貸人の責に帰することのできない事由によって賃借人が蒙った損害に対しては、賃貸人は一切その責を負わないものとする。

第12条 【建物の管理】

賃貸人又はその使用人は、建物保全、衛生、防犯、防火、救護その他建物の管理上必要あるときは、予め賃借人に通知した上で、賃貸借物件に立ち入り、これを点検し、適宜の措置を講ずる事ができる。但し、非常の場合など、賃貸人が予めこの旨を賃借人に通知できないときは、事後速やかに賃借人に報告するものとする。

2. 前項の場合、賃借人は賃貸人の措置に対し協力しなければならない。

第13条 【借主の管理義務】

乙は本物件の善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
乙は、特に本物件の火災防止に留意するものとする。

第14条 【敷金】

本契約に基づく債務の履行を担保するため、賃借人は敷金として金230,000円也を本契約と同時に賃貸人に預け入れるものとする。但し、賃貸人はこれに対し利息を付さない。

2. 賃借人は賃貸借期間中は、敷金を以て賃料その他本契約に基づく債務の弁済に充当することができない。
3. 敷金は本契約が終了し、賃借人が賃貸借物件を完全に明け渡し、且つ賃貸人に対する一切の債務を賃借人が完済した3ヶ月後、若しくは賃貸人が新たに賃貸して、保証金、又は敷金等の預託を受けたときの何れか早い時点に、賃借人に対して返還するものとする。
4. 賃借人は敷金に関する債権を第三者に譲渡し、又は債務の担保の用に供してはならない。

第15条 【賃貸借契約の消滅】

天災地変その他不可抗力により、建物の全部又は一部が滅失若しくは破損して、賃貸借物件の使用が不可能になった場合は、本契約は当然終了するものとする。

2. 前項の場合、賃貸人は未返還の敷金を賃借人に返還する。

第16条 【貸主の解除権】

賃借人が次の場合の何れか1つに該当するときは賃貸人は何らの催告無しに、本契約を解除する事ができるものとし、この場合賃貸人が損害を蒙ったときは、賃借人に対してその損害の賠償を請求する事ができる。

1. 賃料その他債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 賃貸借物件を無断で第2条の目的以外に使用したとき。
3. 第7条の規定に違反したとき。
4. 他の賃借人の占有使用に著しい妨害を与えたとき。
5. 本契約又はこれに付随して締結した契約の各条項の1つに違反したとき。
6. 仮差押、仮処分、強制執行、破産、会社整理、会社更正、解散若しくは死亡、禁治産の宣告などがあったとき。
7. 著しく信用を失墜する事実があったとき。
8. 賃借人又はその使用人の故意又は過失により、賃貸借物件を著しく棄損し、又は賃貸借物件内で火災を発生せしめたとき。

第17条 【看板その他】

本物件建物外部に取り付ける看板、並びに1階入口共用付近の造作、置き看板などは、建物の品位を保ち、且つ全賃借人の公平を図るため、賃貸人の指定する場所以外は掲示することができない。又指定の場所といえども、その工事に要する費用は賃借人の負担とする。

第18条 【設備などの負担】

賃借人の営業種目、業態により、消防法並びに、その他の法の定めにより生ずる設備などは、全て賃借人の負担とする。

第19条 【造作買取請求権等】

賃借人は、賃貸借物件の明け渡しに際し、その事由名目の如何にかかわらず、諸造作及び設備について支出した必要費、有益費の償還請求、又は移転料、立退料、権利金など、一切の請求はもちろん、賃貸借物件に自己の費用を以て施設した諸造作、設備などの買い取りを賃貸人に請求することができない。

第20条 【原状回復義務等】

本契約終了と同時に賃借人は賃貸借物件内に設置した造作、その他の設備及び賃借人所有の物件を自己の費用を以て収去し、原状に復してこれを賃貸人に明渡すものとする。この場合において、賃借人が速やかに原状回復の処置を執らなかったときは、賃貸人は賃借人の費用負担において原状回復の処置を執ることができるものとし、賃借人はこれに対し、一切異議を申し立てないものとする。但し、原状回復の程度に就いては賃貸人が決定できるものとし、内装部分が残った場合も、賃借人は賃貸人に対し、一切の買い取り請求はできないものとする。

2. 本契約が終了し、賃借人が賃貸借物件を明渡した後に、賃貸借物件内に残置した賃借人の所有物があるときは、賃貸人は任意にこれを処分することができる。
3. 本契約終了と同時に、賃借人が賃貸借物件を明渡さないときは、賃貸人は本契約終了の翌日から明渡し完了に至る迄の賃料、及び付加使用料相当額の損害金を支払うはもちろん、そのため賃貸人が特別の損害を蒙ったときは、その損害をも賠償しなければならない。

第21条 【契約の更新】

本契約の更新は、本契約期間満了の6ヶ月前（賃貸人）、3ヶ月前（賃借人）迄に双方から解約の申し出が無い限り、賃貸人及び賃借人協議の上、期間満了の1ヶ月前までに契約更新を完了させるものとする。その際、賃料及び共益費の改定は賃貸人、賃借人双方協議の上、決定するものとする。

第22条 【協議事項】

本契約に定めのない事項、並びに契約条項の解釈に疑義が生じたときは、賃貸人及び賃借人は誠意をもって協議し、その解決に当たるものとする。

第23条 【連帯保証人】

連帯保証人は本契約に基づき、賃借人の負担する一切の債務履行に関し、賃借人と連帯してその責に任ずるものとする。但し、連帯保証人がその責に任ぜざるに至ったときは、賃貸人は賃借人に対して連帯保証人に変更、又は追加を求めることができる。

第24条 【付保険】

賃貸人及び賃借人は、火災等の災害に備え、各自所有物件についてその負担において損害保険に加入するものとする。

第25条 【合意管轄】

本契約に関する紛争については、浦和地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第26条 【強制執行】

乙は本契約上の金銭債務の履行を成さないときは、強制執行に付する事を認める。

第27条 【修繕及び費用負担】

本契約に関する修繕及び経費については次により各自負担とする。

(甲の負担するもの)

1. 賃貸借物件内を含む本件建物の主要構造部分の維持管理の為の修繕費用。
2. 本件土地建物に対する公租公課
3. 本件建物に関する火災保険料

(乙の負担するもの)

1. 賃貸借物件内に乙が設置した設備機器の修繕及び主要構造部分以外の修繕費用
2. 乙が設置した設備機器、什器備品などの保険料
3. 賃貸借物件内の空調、電気工事及び内外装工事、看板工事一式の費用

第28条 【遅延損害金】

乙は本契約上、第5条の家賃、共益費等を支払期日までに全部、又は一部を支払わなかった時は、延滞した家賃等の額に対し支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、年(365日当たり)14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞損害金を甲に支払わなければならない。

第29条 【特約条項】

1. 本物件建物外壁に看板等を取り付ける場合、甲の承諾を得る事とし、乙はその他の賃借人に迷惑をかける事のない取り付けをする事。
2. ダクト関係の排気は甲の承諾を得た場所に設置する事。
3. 賃料の振込先

4. 更新契約の際に、乙は更新料として新家賃の1.5ヶ月分を甲に支払う事とする。
5. 当マンション敷地内にて駐車場使用料を賃料に含むものとする。

上記各条項承諾の上、確実に履行する事を誓約し、各自署名捺印して、店舗賃貸借契約証書とする。後日のために、本証書を2通作成し、双方1通ずつ所有するものとする。

令和5年 8月 2 日

(甲) 賃貸人

住所

氏名

(乙) 賃借人

住所

氏名

立石 泰広

TEL

(丙) 連帯保証人

住所

氏名

TEL

仲介業者

埼玉県知事(13)第6079号

埼玉県川口市西川口1丁目6番

株式会社 大槻工務店

代表取締役 大槻和彦

TEL 048-256-7377

宅地建物取引士

登録番号

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2606

(1/2)

日付	令和 7 年 6 月 29 日	支出額	18,000 円
項目	事務所費	充当額	16,200 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	駐車場代 3 台分（令和 7 年 7 月分）		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

2606

(2/2)

領 収 証		No. _____
<u>あいただし事務所様</u>		2025年 6 月 29 日
★ / 8,000 -		
但 7,000 円		
上記正に領収いたしました		
内 訳		
税抜金額		
消費税額等(%)		

駐車場賃貸借契約書

貸主 [] を甲、借主小川ただし事務所を乙として甲、乙は標記記載の土地(以下本件土地という。)について駐車場の賃貸借に関し、本日下記の通り合意したので賃貸借契約を締結する。

1. 標記

賃貸借方式		駐車場賃貸借	
土地の表示	所	在 埼玉県坂戸市八幡 1-3-3	地目 雑種地
	地番・地積	埼玉県坂戸市八幡 1-3-3	
賃料等	賃料	月額 1 区画につき 6,000 円	
	保証金		

第 1 条 甲は、標記記載の土地(以下本件土地という)を駐車場として賃貸し、乙はこれを賃する。

第 2 条 乙は、本件土地を乙、又は乙への来客のための駐車場の目的にのみ使用し、その他の利用に供してはならない。

第 3 条 賃料は、標記記載のものとし乙は甲に対し毎月末日に翌月分の賃料を甲の指定する銀行口座に振込むものとする。振込手数料は乙の負担とする。

2 契約の始期、及び終期において1ヶ月に満たない端数の期間を生じた場合のその月の賃料は1ヶ月を30日として日割り計算による。

3 賃料の改定は契約日より1年を経過する毎に法令の制定改廃、経済情勢の変動、租税公課等の増加、付近の土地価格、又は土地の賃料の著しい変動、その他の事情により第1項に基づき決定した賃借料の増額が必要となった場合には甲、乙協議の上これを決定する。

[甲の支払い条件]

毎月末の日曜日に翌月の使用料を現金にて持参する

第 4 条 賃貸借期間は、契約日より1年間とする。但し、期間満了3ヶ月前までに当事者いずれかから書面による解約の意思表示をしないときは、本契約は自動的に1年間延長するものとし、以後期間満了になった場合も同様とする。

第 5 条 乙は、その責任において駐車場を管理し事由の如何を問わず事故(対人、対物を問わない)に基づく責任の一切を負担する。

- 第 6 条 甲、又は甲の使用人は、防犯、防火等、駐車場の管理保全のために必要のあるときはいつでも駐車場内に立ち入り必要な措置を講ずることができるものとする。
- 2 前項の場合に乙は、甲の措置に協力しなければならない。
- 第 7 条 乙は、次の各号に掲げる行為をすることができない。
- 1 本件土地の賃借権を第三者に譲渡、又は転貸すること。
- 2 本件土地に建物を建築すること、その他本件土地の現状に変更を加えること。
- 第 8 条 甲は、乙が本契約の各条項に違反したときは、何らの催告を要しないで直ちに本契約を解除することができる。
- 第 9 条 本契約が終了したときは、乙は直ちに自動車を移動し、かつ残留品を取去し、本件土地を原状に復して甲に返還するものとし、乙は甲に対し契約の翌日から原状回復の完了に至るまで返還が遅れた場合は当時の賃料の 3 倍に相当する損害金を支払う。尚、甲は乙の残留物の処分をすることができる。
- 第 10 条 甲は、本件土地の公租公課を負担し、本件土地を使用するために必要な諸手続費用、農地転用・地目変更の土地造成費用、その他土地開発にかかる費用、維持管理に伴う費用は乙の負担とするものとする。
- 第 11 条 本契約が解除された場合、乙は立退料その他の名目の如何を問わず金品の支払を一切甲に対して請求しない。

令和 4 年 7 月 15 日

以上のとおり、契約が成立したので本契約書 2 通を作成して、各々 1 通を所持する。

貸 主(甲)

借 主(乙) 小川直志事務所

埼玉県坂戸市八幡 1-1-2

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2607

(1/2)

日付	令和 7 年 6 月 29 日	支出額	50,000 円
項目	事務所費	充当額	40,000 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	政務事務所家賃		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

(2/2)

領収書

関根信明 様

領収日 2025-06-29
領収書番号 REC-0000000106
登録番号 T5030001108388

日本ダイレクトメディア株式会社

高橋 満広

331-0823

埼玉県さいたま市北区日進町2-789みらい日進

件名 2025年7月分 政務調査事務所家賃(光熱費込)

小計	消費税	合計金額
50,000円	0円	50,000円

摘要	数量	単価	明細金額
2025年7月分 政務調査事務所家賃(光熱費込)	1	50,000	50,000

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2653

(1/1)

日付	令和 7 年 6 月 30 日	支出額	90,000 円
項目	事務所費	充当額	81,000 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	令和 7 年 7 月分賃料		
備考			

支払証明書あり

理由 口座引落としのため



更新覚書【住居】

貸与人 [REDACTED] (以下甲という)は、頭書(5)記載の代理人(業者)を代理人として、
賃借人 宇田川幸夫 (以下乙という)と、後記賃貸借物件に関する賃貸借契約(以下原契約という)
の契約更新について、以下の通り合意します。この契約の締結を証するため、本書を作成し乙の記名の上、各人1通を保有する。

(1) 賃貸借の目的物

名 称	秋桜
所在地	〒 340-0808 埼玉県八潮市緑町2丁目18-6
住戸番号	202 号室

(2) 契約期間

契約期間	始期	2025 年 03 月 18 日	2 年 0 月間
	終期	2027 年 03 月 17 日	

(3) 賃料・管理費・共益費・その他費用及び支払方法

賃料等	家賃	月額	90,000 円	共益費	月額	5,000 円
	駆けつけサポート/月払い	月額	1,100 円		月額	
	敷金		55,000 円	賃料	0 円	ヶ月相当分

更新費用	更新料	新賃料の 1 ヶ月分	90,000 円	円	非 10%未満控除 円	(10%対象)
	更新事務手数料	新賃料の 0 ヶ月分		円	課 10%未満控除 円	(10%対象)
		0 円	非		0 円	
		0 円			0 円	
住宅総合保険料について 全賃借共済会 WEB決済 ※保証会社協働の場合は、保証会社にて別途火災保険料が引落しとなります。						
合 計						90,000 円

(4) 追加特約(特約に追加項目が発生した際に記載)

- ・契約内容及び、特約事項等は新規契約時の契約内容を引継ぐものとする。
- ・24時間安心サポート:株式会社シード・コーポレーション フリーダイヤル 0120-410-554
- ・本契約は保証会社のエルズサポート特加入を必須とする。初回保証料:10,000円、年次保証委託料:10,000円、引落手数料は借主負担330円。
- ・更新費用及び更新事務手数料等支払いは毎月の家賃保証会社の賃料支払と同様の支払日、方法によるものとする。
- ・本物件入居中は、火災保険加入が必須とする。支払は借主にてクレジット月額払いとする。

(5) その他の条項については、入居契約時の原契約書に基づくものとする。

貸主	住所	[REDACTED]			
	貸主名	[REDACTED]	連絡請求書登録番号:	[REDACTED]	
賃貸代理	住所	〒 340-0806 埼玉県八潮市伊草2-12-28 1F			
	TEL	048-935-5551			
管理業者名	株式会社 ハル	連絡請求書登録番号: T9030001147928			
	フリガナ	ウダガワユキオ			
借主(乙)	氏名	宇田川 幸夫		TEL	048-932-4055
		宇田川 幸夫 (2025年3月4日 14:50 GMT+9)		携帯	
	住所	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6コスモス 202			
	勤務先名	[REDACTED]		勤務先TEL	[REDACTED]
連絡先	Eメールアドレス	contact@udagawayukio.com			
	フリガナ				
連帯保証人及び担保額	氏名	程度額	借主との関係		
	住所	生年月日	TEL	携帯	
家賃債務保証業者	商号	エルズサポート			
	氏名	続柄	TEL		
緊急連絡先	住所	携帯			
	氏名	性別	生年月日	携帯番号	
更新時現在の入居者	本人	宇田川幸夫	男性	1978年11月27日	
	従業員	[REDACTED]	[REDACTED]		

No.

〒340-0808
埼玉県八潮市緑町2丁目18-6
コスモス 202

宇田川幸夫 様

案内日 2024年12月23日

株式会社 ハル
〒340-0806
埼玉県八潮市伊草2丁目12-28
イノマタビル1F
TEL : 048-935-5551



契約更新の御案内 兼 請求書

拝啓 時下益々清栄のこととお喜び申し上げます。
現在ご契約頂いております物件の契約満了日が近づいて
おりますので、ここにご連絡申し上げます。
契約更新についての条件および費用は下記の通りでございます。

敬具

物件名	秋桜		部屋番号	202	
契約終了日	2025年03月17日		御契約者様	宇田川幸夫 様	
新契約期間	2025年03月18日 ～ 2027年03月17日				

御契約内容					3月分賃料御請求額	
項目	現在の御契約内容		更新後の御契約内容		更新月請求額	
	金額	消費税	金額	消費税	金額	消費税
家賃	90,000 円	0 円	90,000 円	0 円	90,000 円	0 円
共益費	5,000 円	0 円	5,000 円	0 円	5,000 円	0 円
駆けつけサポート/月払い	1,000 円	100 円	1,000 円	100 円	1,000 円	100 円
合計	96,100 円		96,100 円		96,100 円	

更新費用内訳		
項目	金額	消費税
更新料	90,000 円	0 円
更新事務手数料	0 円	0 円
合計	90,000 円	

必要書類	
書類名	

備考	
更新保証料10,000円は保証会社よりご請求となります。	

御請求金額	
90,000 円	

※契約更新料、更新事務手数料(消費税込)等のお支払いは、毎月の賃料と同様にエルズサポートとの取決めによる支払日、支払い方法となります。

※賃料と合算しての引落としとなりますので前日までのご準備をお願い致します。

更新契約書_秋桜_202

最終監査レポート

2025-03-04

作成日:	2024-12-23 (日本標準時)
ユーザー名:	株式会社 ハル [REDACTED]
ステータス:	署名済み
トランザクション ID:	[REDACTED]

履歴

-  株式会社 ハル [REDACTED] 様が文書を作成しました
2024-12-23 - 15:17:41 GMT+9
-  文書が入力のために [REDACTED] 様に電子メールで送信されました
2024-12-23 - 15:18:09 GMT+9
-  [REDACTED] 様がフォームに入力しました
フォームの入力日: 2024-12-23 - 16:33:52 GMT+9 - タイムソース: サーバー
-  文書が署名のために contact@udagawayukio.com 様に電子メールで送信されました
2024-12-23 - 16:33:54 GMT+9
-  contact@udagawayukio.com 様が電子メールを開覧しました
2025-03-04 - 14:40:02 GMT+9
-  署名者 contact@udagawayukio.com 様は 署名時に 宇田川 幸夫 として名前を入力しました
2025-03-04 - 14:50:28 GMT+9
-  宇田川 幸夫 (contact@udagawayukio.com) 様が文書に電子サインしました
署名日: 2025-03-04 - 14:50:30 GMT+9 - タイムソース: サーバー
-  文書が承認のために [REDACTED] 様に電子メールで送信されました
2025-03-04 - 14:50:32 GMT+9
-  [REDACTED] 様が電子メールを開覧しました
2025-03-04 - 15:01:49 GMT+9
-  署名者 [REDACTED] 様は 署名時に 株式会社ハル として名前を入力しました
2025-03-04 - 15:02:23 GMT+9
-  株式会社ハル [REDACTED] 様が文書を承認しました
承認日: 2025-03-04 - 15:02:25 GMT+9 - タイムソース: サーバー



Powered by
Adobe
Acrobat Sign

✔ すべてのプロセスが完了しました

2025-03-04 - 15:02:25 GMT+9



Powered by
Adobe
Acrobat Sign

②

(1) 物件の表示	名称・箇所	コスモス		2層 202号室		
	所在地	埼玉県八潮市龍町2丁目118-6				
	間取り	2LDK	専有面積	50.31㎡		
	構造	軽量鉄骨造	建物所有者	[REDACTED]		
	建築年月	2023年03月				
(2) 当事者	貸借人(甲)	大和リビング株式会社		[REDACTED]		
	賃借人(乙)	宇田川 幸夫		[REDACTED]		
(3) 期間	契約期間	2023年03月18日から2025年03月17日まで2年間				
(4) 賃料等・支払条件	月額	賃料	¥50,000	金 雜 機 関	[REDACTED]	
		共益費	¥5,000	店 名		
				預 金 種 別		
				口 座 番 号		
				フリガナ		
	支払			口座名義人		
				支払方法		前振り振込、クレジットカード、上記の両方
		月額合計	¥55,000	支払期限	翌月分を当月末日までに支払う	
		更新料	更新前賃料の1ヶ月相当分	遅延損害金	年14.0% (年を365日として日割)	(注)
		礼金	¥225,000	日割賃料等 算定基準	1ヶ月を暦日とする	
時金	—					
金	—					
(5) 特約	[REDACTED]					
(6) 備考	名 称	大和リビング株式会社 八潮営業所 営業所長 大久保 貴司				
管义連は協会	所在地	埼玉県八潮市大瀬六丁目5番地5 ストライプ 1階				
	電話	048-599-7180				
主	連絡先	フリーダイヤル 0120-200-850 (ダイヤリビングインフォメーションセンター)				
	取扱賃借機契約書時・特記事項参照					
(7) 特約・特記事項						

[illegible]

※本館常設欄目為：免責聲明、律師、會計師、代辦商等。凡有違禁物請引至禁煙處，否則

大和リビング株式会社 様式LB8B 230A

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2654

(1/1)

日付	令和 7 年 6 月 30 日	支出額	17,600 円
項目	事務所費	充当額	15,840 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場代（2 台分）令和 7 年 7 月分		
備考			

支払証明書あり

理由 口座引落のため



更新覚書【駐車場】

貸貸人 [REDACTED] (以下甲という)は、頭書(5)記載の代理人(業者)を代理人として、
賃借人 宇田川幸夫 (以下乙という)と、後記賃貸借物件に関する賃貸借契約(以下原契約という)
の契約更新について、以下の通り合意します。この契約の締結を証するため、本書を作成し乙の記名の上、各人1通を保有する。

(1) 賃貸借の目的物

名称	秋桜駐車場		
所在地	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6		
区画番号	No.	[REDACTED]	

(2) 契約期間

契約期間	始期	2025 年 04 月 01 日	2 年 0 月間
	終期	2027 年 03 月 31 日	

(3) 駐車料及び支払方法

賃料	駐車料	月額	8,800 円	課 (うち消費税額: 800 円) (10%対象)
	敷金	円	賃料 0 ヶ月相当分	

更新費用	更新事務手数料	新賃料の 0 ヵ月分	円	課 (うち消費税額 円) (10%対象)
------	---------	------------	---	----------------------

(4) 追加特約(特約に追加項目が発生した際に記載)

・区画移動の際は、新規契約扱いとなり改めて変更手数料(1ヵ月+税)が発生する。
・駐車車両は普通車両のみとし、トラック(軽トラ含む)等作業車となるものは駐車禁止とする。
・駐車場区画には車両のみを駐車するものし、私物等車両以外のものを置くことは一切禁止とする。尚、当該駐車区画を利用する車両は届け出ている車両のみとする。
・保管場所使用承諾証明書 発行手数料は1区画につき3,300円(税込)を支払うものとする。
・電気自動車用EVスタンドを利用する場合は管理会社への事前予約を必要とする。使用方法は現地案内を確認するものとする。支払方法はクレジット払いのみとする。

(5) その他の条項については、入居契約時の原契約書に基づくものとする。

貸主	住所	[REDACTED]		
	貸主名	[REDACTED]	連絡請求書登録番号:	[REDACTED]
賃貸人代理	住所	〒 340-0806 埼玉県八潮市伊草2-12-28 1F	TEL	048-935-5551
	管理者名	株式会社 ハル	連絡請求書登録番号: T9030001147928	
借主(乙)	フリガナ	ウダガワユキオ	TEL	048-932-4055
	氏名	宇田川 幸夫 宇田川 幸夫 (2025年3月4日 14:46 GMT+9)	携帯	
	住所	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6コスモス 202	勤務先TEL	[REDACTED]
	勤務先名	[REDACTED]		
	メールアドレス	contact@udagawayukio.com		
連帯保証人及び極度額 ※現契約書に基づく保証継 続とする。	フリガナ		極度額	借主との関係
	氏名		生年月日	TEL
	住所		携帯	
家賃債務保証業者	商号	エルズサポート		
緊急連絡先	氏名	[REDACTED]	連絡	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]	携帯	[REDACTED]

(7) 車両等

メーカー/車種	色	登録番号
ダイハツ	シルバー	[REDACTED]

更新契約書_秋桜駐車場_002

最終監査レポート

2025-03-04

作成日:	2024-12-23 (日本標準時)
ユーザー名:	株式会社 ハル
ステータス:	署名済み
トランザクション ID:	

履歴

- 📄 株式会社 ハル が文書を作成しました
2024-12-23 - 15:24:50 GMT+9
- ✉️ 文書が署名のために contact@udagawayukio.com 様に電子メールで送信されました
2024-12-23 - 15:25:19 GMT+9
- 📄 contact@udagawayukio.com 様が電子メールを閲覧しました
2025-03-04 - 14:44:38 GMT+9
- 👤 署名者 contact@udagawayukio.com 様は 署名時に 宇田川 幸夫 として名前を入力しました
2025-03-04 - 14:46:48 GMT+9
- 👤 宇田川 幸夫 (contact@udagawayukio.com) 様が文書に電子サインしました
署名日: 2025-03-04 - 14:46:50 GMT+9 - タイムソース: サーバー
- ✉️ 文書が承認のために 様に電子メールで送信されました
2025-03-04 - 14:46:52 GMT+9
- 📄 様が電子メールを閲覧しました
2025-03-04 - 15:01:29 GMT+9
- 👤 様が文書を承認しました
承認日: 2025-03-04 - 15:01:38 GMT+9 - タイムソース: サーバー
- ✅ すべてのプロセスが完了しました
2025-03-04 - 15:01:38 GMT+9



Powered by
Adobe
Acrobat Sign



更新覚書【駐車場】

貸貸人 [REDACTED] (以下甲という)は、頭書(5)記載の代理人(業者)を代理人として、
賃借人 宇田川幸夫 (以下乙という)と、後記賃貸借物件に関する賃貸借契約(以下原契約という)
の契約更新について、以下の通り合意します。この契約の締結を証するため、本書を作成し乙の記名の上、各人1通を保有する。

(1) 賃貸借の目的物

名称	秋桜駐車場		
所在地	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6		
区画番号	No.	[REDACTED]	

(2) 契約期間

契約期間	始期	2025 年 03 月 18 日	2 年 0 月間
	終期	2027 年 03 月 17 日	

(3) 駐車料及び支払方法

賃料	駐車料	月額	8,800 円	課 (うち消費税額: 800 円) (10%対象)
	敷金	円	賃料 0 円	ヶ月相当分

更新費用	更新事務手数料	新賃料の 0 円	ヶ月分	円	課 (うち消費税額 円) (10%対象)
------	---------	----------	-----	---	----------------------

(4) 追加特約(特約に追加項目が発生した際に記載)

・区画移動の際は、新規契約扱いとなり改めて変更手数料(1ヶ月+税)が発生する。
・駐車車両は普通車両のみとし、トラック(軽トラ含む)等作業車となるものは駐車禁止とする。
・駐車場区画には車両のみを駐車するものし、私物等車両以外のものを置くことは一切禁止とする。尚、当該駐車場区画を利用する車両は届け出ている車両のみとする。
・保管場所使用承諾証明書 発行手数料は1区画につき3,300円(税込)を支払うものとする。
・電気自動車用EVスタンドを利用する場合は管理会社への事前予約を必要とする。使用方法は現地案内を確認するものとする。支払方法はクレジット払いのみとする。

(5) その他の条項については、入居契約時の原契約書に基づくものとする。

貸主	住所	[REDACTED]		
	貸主名	[REDACTED]	連絡請求書登録番号:	[REDACTED]
賃貸人代理	住所	〒 340-0806 埼玉県八潮市伊草2-12-28 1F		
	管理人名	株式会社 ハル	連絡請求書登録番号:	T9030001147928
借主(乙)	フリガナ	ウダガワユキオ		
	氏名	宇田川 幸夫		
	住所	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6コスモス 202		
	勤務先名	[REDACTED]	勤務先TEL	[REDACTED]
	メールアドレス	contact@udagawayukio.com		
連帯保証人及び極度額 ※現契約書に基づく保証継続とする。	フリガナ		極度額	借主との関係
	氏名		生年月日	TEL
	住所			携帯
家賃債務保証業者	商号	エルズサポート		
緊急連絡先	氏名	[REDACTED]	携帯	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]	携帯	[REDACTED]

(7) 車両等

メーカー/車種	色	登録番号
トヨタ		[REDACTED]

更新契約書_秋桜駐車場_006

最終監査レポート

2025-03-04

作成日: 2024-12-23 (日本標準時)

ユーザー名: 株式会社 ハル

ステータス: 署名済み

トランザクション ID:

履歴

📄 株式会社 ハル が文書を作成しました

2024-12-23 - 15:21:09 GMT+9

✉️ 文書が署名のために contact@udagawayukio.com 様に電子メールで送信されました

2024-12-23 - 15:21:59 GMT+9

📄 contact@udagawayukio.com 様が電子メールを開覧しました

2025-03-04 - 14:40:02 GMT+9

👤 署名者 contact@udagawayukio.com 様は 署名時に 宇田川 幸夫 として名前を入力しました

2025-03-04 - 14:42:59 GMT+9

👤 宇田川 幸夫 (contact@udagawayukio.com) 様が文書に電子サインしました

署名日: 2025-03-04 - 14:43:01 GMT+9 - タイムソース: サーバー

✉️ 文書が承認のために 様に電子メールで送信されました

2025-03-04 - 14:43:03 GMT+9

👤 様が文書を承認しました

承認日: 2025-03-04 - 15:00:57 GMT+9 - タイムソース: サーバー

✅ すべてのプロセスが完了しました

2025-03-04 - 15:00:57 GMT+9



Powered by
Adobe
Acrobat Sign

駐車場賃貸借契約書

②

(前頁)

(1) 物件の表示	駐 車 場 名		コスモス 駐車場
	所 在 地		埼玉県八潮市稲町2丁目18-6
(2) 駐車車両	区画番号 (1)	区画番号 (2)	
	車 名 (1)	車 体 の 色	
	日産車登録番号又は車両番号	排 気 量	
	車 名 (2)	車 体 の 色	
(3) の 当 事 者	日産車登録番号又は車両番号	排 気 量	
	貸 賃 人 (甲)		
	賃 借 人 (乙)	宇田川 幸夫	
	車 名 (1) の 車 両 標 識 号	車 名 (2) の 車 両 標 識 号	
(4) 期間	契 約 期 間 2023年04月01日から2025年03月31日まで2年間		
(5) 賃料等・支払条件	月 額	駐車料	¥8,800
		金 融 機 関	
		店 名	
		預 金 種 別	
		口座番号	
	時 金	フリガナ	
		口座名義人	
		支払方法	振込口座：「三菱UFJ銀行」
		月 額 合 計	¥8,800
		支払期限	翌月分を当月末日までに支払う
(6) 担保	遅延損害金	年14.0% (1年を365日として日割計算)	
	日割貸料等	1ヶ月を算定とする	
	敷 正 金 額		
	その他		
(7) 借入保証会社	名 称 大和リビング株式会社 所 在 地 東京都港区大久保 貴庁 電 話 ストライフ 1階 通 信 先 フリーダイヤル 0120-200-850 (ダイヤリビディングソリューションセンター)		
(8) 特約・特記事項	別紙賃貸借契約書特約・特記事項参照		

契約締結日
西暦 年 月 日

貸賃人 (甲)		
貸賃人 (甲) の代理人	〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 大和リビング株式会社 埼玉支店 支店長 藤子 芳之	
賃借人 (乙)	住 所	〒340-0808 埼玉県八潮市稲町2丁目18-6コスモス 202号室
	フリガナ氏 名	宇田川 幸夫
	メールアドレス	
	所在地 〒	電話 ()
印	社 名	FAX ()
	書類送付先	電話 ()
	担当部署	FAX ()
	担当者名	
※乙が、本駐車場に付随する下記住宅の賃貸借契約を締結した場合は下記身上書欄記入不要 住宅名		
賃借人の概要	氏 名	宇田川 幸夫
	生年月日 西暦	1978年 11月 27日 (男) 女
	職 務 先	
	所 在 地	その他連絡先
保証会社	緊急連絡先	
	主使用者氏名	電話 ()
	主使用者住所	その他連絡先
	主使用者氏名	
緊急連絡先	住 所	〒102-0083 東京都千代田区麹町1-4半蔵門ファーストビル 2階
	フリガナ氏 名	大和リビング株式会社
	乙との関係	
	固定電話	03-5213-0250
媒介	住 所	
	フリガナ氏 名	
	乙との関係	
	固定電話	
媒介	住 所	
	フリガナ氏 名	
	乙との関係	
	固定電話	

②

[illegible]

貸與人(甲)			
貸與人(甲)の代理人		〒230-0081 埼玉縣さいたま市中央区新都心1番地) 丸の内ビルディング 埼玉支店 支店長 福子 芳之	
貸借人(乙)		住 所 〒340-0801 埼玉縣八潮市八條431-1 フリガナ 芳田 芳夫 氏 名 芳田 芳夫 メールアドレス 所在地 〒 電話 () 社 名 FAX () 書郵便送付先 電話 () 担当部署 担当部署名 FAX ()	
第2の3、本租車返に付随する下記仕込の賃貸借契約を締結した場合以下設示に書面記入不要 住宅名 号室			
貸借人の概要		氏 名 芳田 幸夫 生年月日 西暦 1978年 11月 27日 (男) 女 籍 籍 先 職 業 所 在 地 モの地蔵橋先 緊急連絡先 主使用者氏名 電 話 () 主使用者住所 主の住居先	
保証会社		〒105-0083 東京都千代田区港町1-1半蔵門ファーストビル 25F 住 所 (イナズマ) 生年月日 西暦 年 月 日 フリガナ 氏 名 株式会社イナズマ 乙との統括 固定電話 03-5213-0250 携帯電話 ()	
緊急連絡先		住 所 フリガナ 生年月日 氏 名 乙との統括 固定電話 () 携帯電話	
保 介 保 介			

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2655

(1/2)

日付	令和 7 年 6 月 30 日	支出額	40,000 円
項目	事務所費	充当額	36,000 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	日出谷事務所賃借料		
備考	宛名：岡地優 36,000=40,000*9/10		

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2655

(2/2)

07-06-30	送金	*40,000	
----------	----	---------	--

建物賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下、甲という) と賃借人 岡地 優 (以下、乙という) とは
次のとおり建物賃貸借契約を締結する。

第1条(賃貸借物件) 甲は乙に次の物件を賃貸する。

建物の表示

所在地 埼玉県桶川市上日出谷42-73

構造 軽量鉄骨簡易プレハブ

床面積 18 m²

第2条(使用目的)

事務所の用途に供することとする。

第3条(賃貸借期間)

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間とし、期間満了の1月前までに、甲乙いずれかの申し出がない場合は、1年間自動延長するものとし、その後も同様とする。

第4条(賃料)

賃料 1ヶ月 金40,000円

賃料は、毎月月末までに甲の指定する方法で支払うこととする。

第5条(その他)

本契約に定めのない事項または疑義が生じたときは、甲、乙協議の上解決するものとする。

以上のとおり契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自署名捺印の上、各1通を所持する。

令和2年3月31日

甲 住所
氏名

[REDACTED]

乙 住所 埼玉県桶川市坂田西2-12-20
氏名 岡地 優

[REDACTED]

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2656

(1/2)

日付	令和 7 年 6 月 30 日	支出額	40,000 円
項目	事務所費	充当額	28,000 円
細目	事務所費	按分率	7/10
摘要	駐車場賃貸料 7 月分		
備考			

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、  埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。			
取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
57407	07-06-30	11:18	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥40,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引金額の別		(硬貨)	
(1万円) (5千円) (1千円) (500円) (100円) (50円) (10円) (5円) (1円)		円	
お振込明細またはご案内			
お受取人	サイタマリソナ		
	クマカ`ヤIキマI		
	普通 3895993		
	カ)オフィスナソハ`-ワソ様		
	登録番号 0004		
ご依頼人	スキ`タ`ツケ`ミ様		
	電話番号		
	取扱番号	300001	
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →			

電信

印紙税申告納
 付につき浦和
 税務署承認済

駐車場賃貸借契約書

貸主 株式会社オフィスナンバーワン 代理

借主 杉田茂実事務所

貸主(以下「甲」という。)&借主(以下「乙」という。)&とは、この契約書により標記に表示する駐車場について、本契約に付帯する「駐車場賃貸借契約約款」に基づいて賃貸借契約を締結した。

標記A 駐車場の表示

名称	本町1丁目217 石川駐車場	指定場所	一括
所在地	埼玉県熊谷市本町1丁目217番		

標記B 車種

車名(色)	杉田茂実事務所関係車両に限る	登録番号	(ナンバープレート)
-------	----------------	------	------------

標記C 契約期間

始期	2019年1月1日	終期	2019年12月31日
----	-----------	----	-------------

標記D 賃料等

賃料	月額 40,000 円 (消費税込)			その他 ()	円
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末日迄(翌月前払)			
賃料等の支払方法	振込	金融機関名			預金口座
		(フリガナ)口座名義人			口座番号

標記E 管理人名

商号(名称)	株式会社オフィスナンバーワン	代表者	日向 弘薫
事務所所在地	埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地 末広不動産ビル2階	電話	048-522-1111
免許証番号	埼玉県知事(8)第14255号		

標記 F 特約事項

1. 甲は、賃料等に対して消費税等の税金が新たに課税された場合、または減税された場合は、税金が改定された月の賃料等より当該税金の改正額に相当する金額に自動的に改定できるものとし、乙はこれを了承の上、本駐車場（指定場所）を借り受けるものとする。
2. 解約は甲乙共に解約月の前月末日までに通知するものとする。
3. 解約月の賃料は日割り計算しない。

本契約の締結を証する為本書を2通作成し、甲乙及び媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙各1通を保有する。

西暦 2019 年 8 月 / 日 2019年1月より駐車場を借りていたが、募集から申込みを断り、2019年1月まで遡及して契約書を作成

貸主(甲)

住 所 埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地 末広不動産ビル2階

氏 名 株式会社オフィスナンバーワン
代表取締役 日向 弘薫 048-522-1111

借主(乙)

住 所 埼玉県熊谷市本町1-181

氏 名 杉田茂実 生年月日 1968 年 8 月 19 日

TEL (自宅) 携帯 090-3211-6225

勤務先名 TEL 048-526-1313

緊急連絡先(担当者)

住 所 同上

氏 名

TEL 048-526-1313

(媒介・代理)業者

埼玉県知事(10)第10244号

所在地 埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地

商号 株式会社末広不動産

代表者 代表取締役 日向 均

宅地建物取引士(自署押印)

宅地建物取引士登録番号

氏名

(媒介・代理)業者

国土交通大臣免許

埼玉県知事免許

所在地

商号

代表者

宅地建物取引士(自署押印)

号 宅地建物取引士登録番号 () 第

氏名

印

印

駐車場賃貸借契約約款

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、標記Aに記載する駐車場について、標記Bに記載する自動車の駐車を目的とする賃貸借契約を締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、標記Cに記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、期間満了1ヶ月前迄に互いに申し出無き時は、更に同一条件にて自動的に更新されるものとする。

(賃料)

第3条 乙は、標記Dの記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。ただし、振込の場合振込手数料は借主負担とする。

2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には、契約期間中であっても協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の駐車場の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

~~(敷金)~~ 第4条全文削除

第4条 乙は、賃貸借契約から生じる債務の担保として、標記Dに記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本駐車場を明渡す迄の間、敷金をもって賃料、その他の債務と相殺をすることができない。

3 賃料が増額された場合、乙は、標記Dに記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額の差額を、敷金に補填するものとする。

4 甲は、本駐車場の明渡しがあったときは、遅滞なく、敷金の金額を無利息で、乙に返還しなければならない。

5 甲は、本駐車場の明渡し時に、賃料の滞納、その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、債務の額の内訳を明示し当該債務の額を敷金から差し引くことができる。

(禁止又は制限される行為)

第5条 乙は、駐車場内に契約車以外の自動車、その他諸物件を置いてはならない。

2 乙は、本駐車場を第三者に使用させたり、譲渡若しくは転貸してはならない。

3 乙は、本駐車場に定着物を設置し、又は現状を改造する等の行為をしてはならない。

4 乙は、本駐車場内において有害・危険・若しくは近隣の迷惑となる行為をしてはならない。

(甲の帰属)

第6条 甲は、本駐車場に係る公租公課を負担するものとする。

(甲の免責)

第7条 甲は、駐車場で甲の責めに帰すべからざる事由により生じた自動車の盗難・衝突及び破損・人身事故・火災・天災等による事故被害に対して一切の責任を負わない。

(乙の義務及び賠償責任)

第8条 乙は、本駐車場を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、本駐車場内における事故や火災発生等の防止に留意するものとする。

3 乙又はその関係者において、故意・過失・その他の事故により、甲の設備・造作・その他の駐車中の他の車両等に生じた損害は、乙が直ちにその金額を賠償する責めを負う。

(甲の通知義務)

第9条 甲は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 標記Aに定める指定場所の変更
- 三 標記Eに記載した管理人の変更

(乙の通知義務)

第10条 乙は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

- 一 乙の住所・氏名・緊急連絡先・その他の変更
- 二 標記Bに記載する車両の変更

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料の支払いを1ヶ月以上怠ったとき
- 二 第8条のいずれかの規定に違反したとき
- 三 契約時に、乙が告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき
- 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき

(甲からの解約)

第12条 甲が契約期間満了前に甲の都合により本賃貸借契約を解除しようとするときは、明渡し月の前月末日迄に乙に予告することを要し、乙は予告された明渡し期日迄に甲に明渡すものとする。

(乙からの解約)

第13条 乙は、甲に対して解約月の前月末日迄に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れ月の翌月分賃料を甲に支払うことにより、随時本契約を終了させることができる。

(車両の移動)

第14条 本駐車場の保安、防犯、防火その他管理上の事由により、甲は車両の移動その他必要な措置をとることができるものとする。

(明渡し)

第15条 乙は、本契約終了後、使用場所内の残置物を撤去し本駐車場を明渡すものとする。

- 2 乙が残置物を放置した場合は、甲がこれを適宜処分し、処分に要した費用を乙に請求できるものとする。

(協議)

第16条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第17条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 1 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する。暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という）ではないこと。
- 2 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- 3 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
- 4 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ② 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(特約事項)

第18条 特約事項については標記Fに記載するとおりとする。